

特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用) 《**緑色刷**》の表示内容

年度 給与所得等に係る市民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

所得	給与収入 給与所得 その他の所得計	ア イ ウ	主たる給与 以外の合算 所得区分 総所得金額①	課税標準 総所得③ 山林所得 分離短期譲渡 分離長期譲渡 株式等の譲渡 上場株式等の配当等 先物取引	セ ソ タ チ ツ	市民税 府民税	特別徴収税額⑧ 控除不足額⑨ 既充当額⑩ 既納付額⑪ 差引納付額⑮-⑩-⑨、⑩ 変更前税額⑫ 増減額(⑧-⑫) 変更月	納付額 6月分 7月分 8月分	9月分 10月分 11月分	12月分 1月分 2月分	3月分 4月分 5月分	受給者番号 ト	氏名 ナ 所	指定番号 ニ 宛名番号 ヌ
----	-------------------------	-------------	----------------------------------	---	-----------------------	------------	--	--------------------------	---------------------	--------------------	-------------------	------------	-----------	------------------------

所得控除
雑損医療費
社会保険料
小規模企業共済
生命保険料
地震保険料

所得控除合計②

雑損医療費
社会保険料
小規模企業共済
生命保険料
地震保険料

所得控除合計②

所得金額の計算において、純損失又は雑損失の繰越控除がある場合は「*」を表示しています。

サ それぞれの項目に該当する課税所得金額を表示しています。(下表参照)

サ 欄の表示内容	
総所得③	課税総所得金額
山林所得	課税山林所得金額
分離短期譲渡	課税短期譲渡所得金額
分離長期譲渡	課税長期譲渡所得金額
株式等の譲渡	株式等の課税譲渡所得金額
上場株式等の配当等	上場株式等の課税配当所得金額
先物取引	商品先物取引に係る課税事業・雑所得金額

シ 京都市市税条例による減免を適用している場合は、ここに「減免適用」と表示しています。なお、税額の表示などは、減免適用後の金額を表示しています。

ス 税額の変更理由、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除の内訳などを表示しています。

納付額
6月分
7月分
8月分

9月分
10月分
11月分

12月分
1月分
2月分

3月分
4月分
5月分

問合せ先
(課税の内容) ノ

問合せ先
(特別徴収制度)

住宅借入金等特別税額控除
寄附金税額控除(ふるさと納税等)
これらの控除額については、ソ欄の金額に含まれています。

ア 給与収入金額を表示しています。複数の給与支払者から給与が支払われている場合は、それらを合算した金額を表示しています。

イ 給与収入金額から給与所得控除額及び所得金額調整控除額を控除した後の給与所得の金額を表示しています。なお、給与所得の金額が、他の所得の赤字と損益通算される場合は、損益通算前の給与所得の金額を表示しています。

ウ 損益通算及び繰越控除後の利子、配当、不動産、事業、譲渡、一時及び雑所得の合計額を表示しています。赤字となる場合は、数字の頭に「-」を付けて表示しています。

エ 主たる給与以外に総所得金額として合算される所得がある場合は、それぞれ該当する所得の区分に「*」と表示しています。

オ 総所得金額として合算される各所得から損益通算及び繰越控除した後の各所得金額について合算した金額を表示しています。

カ それぞれの項目に該当する所得控除額を表示しています。(「障・寡・ひ・勤」は障害者、寡婦及びひとり親並びに勤労学生控除を表します。)

キ 控除対象配偶者がある場合は「配控」欄に、老人控除対象配偶者がある場合は「老配」欄に、それぞれ「*」を表示しています。

ク 控除対象配偶者や扶養親族のうち、それぞれ該当する項目に人数を表示しています。(下表参照)

ケ 納税義務者が、それぞれの項目に該当する場合は「*」を表示しています。(下表参照)

ク 欄の表示内容		ケ 欄の表示内容	
特 定	特定扶養親族の人数	未 成 年 者	未成年者である場合
同 老	同居老親等扶養親族の人数	特 障	特別障害者である場合
老 人	老人扶養親族の人数(「同老」該当者を除く)	他 障	障害者(特別障害者を除く)である場合
16歳未 満	16歳未満の扶養親族の人数	寡 婦	寡婦控除の要件に該当する場合
そ の 他	一般の扶養親族の人数	ひ と り 親	ひとり親控除の要件に該当する場合
同 障	同居特別障害者の人数	勤 労 学 生	勤労学生控除の要件に該当する場合
特 障	特別障害者の人数(「同障」該当者を除く)		
他 障	一般の障害者の人数		

コ 所得金額の計算において、純損失又は雑損失の繰越控除がある場合は「*」を表示しています。

サ それぞれの項目に該当する課税所得金額を表示しています。(下表参照)

サ 欄の表示内容	
総所得③	課税総所得金額
山林所得	課税山林所得金額
分離短期譲渡	課税短期譲渡所得金額
分離長期譲渡	課税長期譲渡所得金額
株式等の譲渡	株式等の課税譲渡所得金額
上場株式等の配当等	上場株式等の課税配当所得金額
先物取引	商品先物取引に係る課税事業・雑所得金額

シ 京都市市税条例による減免を適用している場合は、ここに「減免適用」と表示しています。なお、税額の表示などは、減免適用後の金額を表示しています。

ス 税額の変更理由、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除の内訳などを表示しています。

セ 課税所得金額にそれぞれ適用される税率を乗じて得た税額の合計額を表示しています。

ソ 調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額又は株式譲渡所得割額の控除等の控除額の合計額を表示しています。

タ 所得割額を表示しています。減免を適用している場合は減免後の所得割額を表示しています。

チ 均等割額を表示しています。減免を適用している場合は減免後の均等割額を表示しています。

ツ この通知において特別徴収される年税額を表示しています。市民税及び府民税それぞれの所得割額と均等割額を合計した金額となります。(「控除不足額⑨」欄に金額の表示がある場合は、納付額とは異なります。)

テ それぞれの欄は、変更理由などにより次のとおり表示しています。

項目	変更理由など 年度当初の新規課税に 伴い通知する場合	年度途中の新規課税に 伴い通知する場合	税額変更に伴い通知す る場合	転勤等による特別徴収義務者 の変更に伴い通知する場合
特別徴収税額⑧	年税額	年税額	変更後の年税額	年税額
控除不足額⑨	控除不足額がある場合…その金額 控除不足額がない場合…年度当初の新規課税に伴う通知は「*****」、それ以外は「0」			
既充当額⑩	既に充当された金額がある場合…その金額 既に充当された金額がない場合…「*****」			
既納付額⑪	「*****」	「0」	「*****」	旧特別徴収義務者から 特別徴収すべき税額
差引納付額⑮-⑩-⑨、⑩	年税額	年税額	「*****」	新特別徴収義務者から 特別徴収する税額
変更前税額⑫	「*****」	「*****」	変更前の税額	「*****」
増減額(⑧-⑫)	「*****」	「*****」	変更に伴う増減税額	「*****」
変更月	「*****」	特別徴収を開始する月	変更開始月 (税額が変わらない場合は「**」)	新特別徴収義務者から 特別徴収を開始する月

ト 給与支払報告書に記載されている受給者番号を表示しています。(ただし、20桁まで)

ナ 氏名及び住所は、通知書を作成する際に把握している最新のものを表示しています。したがって、給与支払報告書に記載している賦課期日(1月1日)現在のものと異なっている場合があります。なお、京都市から転出した人が再度転居した場合、再転居前の住所を表示している場合があります。氏名についても、転出後に氏名の変更があった場合、従前の氏名を表示している場合があります。

ニ 特別徴収義務者指定番号を表示しています。

ヌ 特別徴収義務者ごとに各納税義務者に付した宛名番号を表示しています。

ネ 各月に徴収する特別徴収税額を表示しています。変更通知書の場合は、変更後の各月の税額を表示しています。

ノ 受給者の賦課期日現在の住所地の市税事務所市民税担当を表示しています。税額通知書の個別具体的な内容に関しては、受給者本人から直接当該市税事務所市民税担当へお問い合わせください。